

紫波町公有財産の活用にかかる
サウンディング型市場調査
実施要領

令和6年11月

第1 趣旨

本町の財政状況は、少子高齢化や人口減少などに伴う税収の伸び悩みと社会保障費の増大などが見込まれる中で、これまで以上に厳しくなるものと想定されます。

また、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の老朽化が進んでいることもあり、既存施設の管理においては維持・更新だけではなく、再編統合や廃止など、今後、さらなる行財政改革を推進することが必要となっています。

町では、こうした状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、中長期的な視点に立った維持管理と計画的な更新や長寿命化、人口構造や社会的ニーズの変化に応じた公共施設等の適正配置により、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るための基本的な考え方として「紫波町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

また、「第2期紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、公共施設等の適正配置を進めると同時に、未利用財産について、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）等の手法を用いて売却や貸付等を検討するなど、資産活用に民間活力の導入を図っていくこととしています。

そこで、これらの取組の一環として、町有財産について、市民や民間事業者等の自由で創意工夫に富んだアイデアやノウハウを生かして利活用を行う提案を募集し、効果的かつ効率的に活用を図ろうとするものです。

この実施要領（以下、「本要領」という。）は、財産の活用を希望する事業者のニーズを把握するために実施するサウンディング型市場調査（以下、「本サウンディング型市場調査」という。）の内容等について定めたものです。

第2 市場調査概要

1 事業名称

紫波町公有財産の活用にかかるサウンディング型市場調査

2 事業目的

本サウンディング型市場調査は、町が民間事業者と対話をすることで、不動産市場の動向、民間事業者の意向等を適切に把握しながら、地域の特性やニーズを併せ、募集要項等の作成や条件整理に役立てることを目的としたものです。なお、この調査により実際に対象施設で事業を行う事業者を決定するものではありません。不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、現実的で効果的な活用の実現を目指します。

民間事業者：

民間企業のみならず、地域の各種団体や組織、市民活動団体等を含めた民間で事業を行おうとする者のことを言います。

※本サウンディング型市場調査の結果、対象施設を公共利用する場合等においては、活用事業者の募集を行わないことがあります。

3 対象施設

- (1) 水分こどもの家（紫波町吉水字中村66番地7）※令和7年3月末閉館予定
- (2) 旧東部保育所（紫波町彦部字暮坪176番地1）
- (3) 旧赤沢児童館（紫波町赤沢字駒場1番地1）

4 実施日時

随時受付

「第3 1 提出書類の種類」の書類を提出いただき、サウンディングを実施します。

第3 サウンディングの実施

1 提出書類の種類

提出する書類及び提出部数は、次のとおりです。

名 称	提出部数
参加申込書	1 部
誓約書	1 部 （グループの場合は構成員各 1 部）
サウンディングシート	2 部

2 提出書類の受付

- (1) 参加者は、参加申込書等を紫波町地域づくり課まで提出してください。
- (2) 受付時間は、開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとします。
- (3) 提出方法は、郵送、メール、FAX 又は持参とします。

3 書類の提出先

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町企画総務部地域づくり課 TEL 019-672-2111 / FAX 019-672-2311

E-mail chiiki@town.shiwa.iwate.jp

4 提出期限

令和6年12月11日（水）正午まで

5 現地調査・事前相談等の受付

現地調査および事前相談等を希望する場合は、地域づくり課までご連絡ください。なお、現地調査の可能な時間が限られていますので、希望日をお知らせください。

第4 参加資格条件等

1 参加資格要件

参加者は、提案内容を実行する意向を有する、民間企業、NPO 法人、任意団体（地域の各種団体や組織、市民活動団体等を含む）等とします。

2 参加者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、参加者及びその構成員になることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (4) 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者

3 留意事項

(1) 費用負担

サウンディング参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

提出いただいた書類は返却しません。

第5 サウンディング（対話）の結果の公表

サウンディングの結果の概要を公表します。なお、提案内容を公表する場合は、参加者に協議のうえ行うこととします。

サウンディング実施の結果、町として事業実施が必要と認められる提案については、アイデア自体を知的財産と捉え、その権利の保護のため、協議が整ったときはその事業者と随意契約を締結する場合があります。

また、提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、町が必要とする場合には、提案の内容について、協議のうえ無償で使用させていただきます。

以 上